

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 7 年 7 月 23 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市が令和 6 年度に締結した区民アンケート調査業務委託契約について、大阪市は委託内容が事業の目的を達成できるものとなっているのかどうかについて確認を行っておらず、実際にも達成できるものになっていない。また、事業の目的が達成された履行内容になっているかの確認がなされておらず、漫然と区民アンケートが実施されたことにより、委託費用が支出の目的を達成されないまま支出されている。

これらのことは地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条等に違反する他、裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法であるから、本件契約に要した経費 9,850,888 円が無駄になっており、同額の損害が大阪市に生じている。

そこで、上記の損害を回復する措置を講じること等を求める。

第 2 判断

本件請求は、下表に掲げる契約（以下「本件契約」という。）に基づく委託料の支出を財務会計上の行為とするものである。

契約名称	契約金額（委託料） （円：税込）	契約日
令和 6 年度区民アンケート調査業務委託契約	9,850,888	令和 6 年 9 月 11 日

本件契約を対象とする本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

本件請求について、請求人は、区民アンケート調査業務の目的が達成されたものであるかどうか未確認のまま委託料が支出されていること等を、財務会計上の行為の違法又は不当事由として摘示し、大阪市に生じた損害を回復させる措置として、大阪市長に当該委託料を返還させることを求めている。

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件契約に基づく令和6年度の区民アンケートの目的は「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題について、区民の意見・ニーズを把握し、各事業の見直しや改善に繋げるため、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する」ことであるところ、大阪市は、区民アンケートが調査事業の目的を達成できるものとなっているかについての確認を一切行っておらず、また、区民アンケートの結果についても事業の実施目的に記載されているようには使用されていないことを指摘し、ここに、民法第644条及び地方自治法第138条の2（現行規定では同法第138条の2の2）に違反する違法性、並びに裁量権の逸脱・濫用による違法性が認められると主張している。

そして、令和6年12月20日付け及び令和7年6月6日付け大阪市情報公開審査会による答申の内容も引用しながら、本件契約に基づく委託料の支出は地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条に違反する違法な公金の支出に該当すると主張している。

上記の各主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのが問題となる。

この点、本件請求における請求人の主張は、本件契約の締結やそれに基づく委託料の支出という財務会計上の行為に先んじて行われた、大阪市としての事業目的の設定や事業設計の在り方、さらには、本件契約に基づき得られたアンケートの結果に対する大阪市としての考察や分析、活用方法に対して、統計学的な観点からの請求人の考察に基づく批判的な見解と、その見解を前提とした問題点を摘示するものに過ぎず、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

また、請求人が本件請求において引用する、大阪市情報公開審査会の各答申は、あくまで、請求人が行った公開請求の対象となる公文書の有無についての判断を示すものであり、その判断に必要な範囲で、当該アンケートの実施に関して統計学も含めた学問的な検討が行われていないこと、同アンケートは統計調査ではなく、その結果は評価の根拠として適していな

いこと等に言及しているものであって、本件契約の締結とそれに基づく委託料の支出に係る違法又は不当事由を具体的に指摘するものではないと解される。

よって、これらの各答申は、大阪市職員等の財務会計上の行為に係る違法又は不当事由を明らかにするものではないと解される。

したがって、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反又は不当に当たる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

以上のことから、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。

なお、大阪市における区民アンケートの取扱い、活用方法の当否に関しては、これまでも繰り返し住民監査請求をされているところであるが、住民監査請求は、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結等の財務会計上の行為等の違法又は不当性を監査の対象としている（地方自治法第 242 条第 1 項）。したがって、住民監査請求においては、当該行為等の違法又は不当事由を具体的に摘示することが必要であり、大阪市の施策や事業そのものの当否に係る事項は対象とはならない。

住民監査請求の制度を利用される場合は、このような制度趣旨を十分に踏まえられたい。